



庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A



稼働を迎える小水力発電所と西1号幹線用水路（鶴岡市板井川地内）

主な内容

- ごあいさつ 2
- 広報発行に寄せて 3
- 第13回通常総代会 5
- 平成29年度の主な事業 6
- 平成29年度賦課金及び賦課徴収方法 8
- 平成29年度決済金について 9
- 役員改選のお知らせ 12
- 国営赤川二期農業水利事業について 13



第 19 号

広報

平成29年5月発行

◎受益面積及び組合員数

(平成29年4月現在)

市町村名	鶴 岡 市					酒田市	三川町	庄内町	計
	鶴岡地区	朝日地区	榑引地区	羽黒地区	藤島地区				
受益面積 (ha)	4,688.3	253.4	1,875.9	681.8	910.5	826.5	2,094.7	0.4	11,331.5
組合員数 (人)	1,961	137	748	361	343	511	803	18	4,882

発行所：鶴岡市馬場町7番35号
庄内赤川土地改良区
編集者：総務課総務係
U R L : <http://www.shonaiakagawa.jp>
E-mail: info@shonaiakagawa.jp

ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長 佐藤 俊介



春の農作業も一段落を迎え、若葉が初夏の日ざしにまぶしくかがやく季節となりました。

皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より本区運営にご理解ご協力を賜っておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、庄内赤川土地改良区も合併、設立以来、早13年目を迎え、去る3月には3度目の総代改選が行われました。今回から選挙区及び定数の見直しが行われ、9選挙区より計60名の総代が選出されました。また、3月15日開催の通常総代会において役員選挙が行われ、新たに理事16名、監事4名が選出されました。そして、4月1日より不肖私が理事長に就任いたしましたわけですが、今一度その重責を認識するとともに、地域農業の発展と農業農村整備事業の推進に努め、土地改良区運営に誠心誠意努力いたす所存でございますので、何卒皆様からのご指導ご協力をお願い申し上げます。

国営赤川二期事業も実施8年目を迎え、本年度においては水管理システム中央管理所の建設をはじめ、西3号、東3号下流部など幹線水路の改修等が予定されております。また、小水力発電所も稼働開始を迎え、本年中に本区に管理が委託され、発電による売電収益は国営関連施設の維持管理費に充当されることにより組合員負担の軽減に繋がることとなります。今後も赤川農業水利事業所をはじめとする関係機関と連絡を密にし、事業の充実と早期完成を推進していく所存でございます。

国営施設同様に昭和の圃場整備事業によって造成された施設も老朽化が進み、各地区より再整備を希望する声が多く聞こえるようになりました。現在、本区管内では未整備地区と併せて、事業実施中が2地区（広野・たらのきだい）、事業調査中が1地区（井岡）、そして本年度においては新たに4地区（黄金・岡山・宝谷・中楯）が事業調査に着手する予定であります。予算の確保にあたりご尽力いただきました関係皆様に御礼申し上げますとともに、地元の方々の悲願でもあります事業の早期完成のため今後もご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

昨今、国ではコメに依存した農業経営からの脱却のため、高収益作物への転換を推進しております。ここ庄内地方は全国有数の稲作地帯であり、その品質や生産技術は非常に高い水準にあるものと考えております。しかしながら、やはり時代の流れに沿った農業経営を考えていく時期にあることは否定できません。そのためにもまずはコメの生産コストの削減と省力化のために、水利施設の再整備など生産基盤の整備が必要不可欠であります。今後も土地改良の立場から地域農業の実態を伝え、組合員皆様の要望が反映されるよう関係各方面に対しても訴え続けなければならないと考えております。

近年は組合員が土地改良区に求めるものも多様化しております。今後は、健全な地域水利と施設維持管理の充実のみならず、組合員サービスの視点から多岐にわたり皆様の負託に応えられるよう、役職員一同さらに精進努力していく所存でございますので、今後ご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝と今年一年の安全、そして豊穡の秋を迎えられますよう祈念いたしまして、広報「庄内赤川」発行にあたりご挨拶といたします。

広報発行によせて

風の果て

東北農政局赤川農業水利事業所

所長 中井 雅 様



庄内赤川土地改良区の皆様におかれましては、日頃より赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大な御協力と御理解を賜り心より厚く御礼申し上げます。私はこの4月に新たに赤川農業水利事業所長として赴任して参りました。どうか宜しく御願い申し上げます。私は、平成18年4月から平成20年7月まで、当時庄内町余目にあった最上川下流沿岸農業水利事業所で次長として勤務した経験がありますが、赤川地区については知らないことが多く皆様に教えて頂きながら事業を進めていきたいと考えております。

さて、前に庄内に居た平成19年11月にNHKで「風の果て」という時代劇が放映されたことを覚えています。原作は、鶴岡に縁の深い藤沢周平氏で、庄内赤川の天保堰がモデルと言われる藩による新田開発が物語のバックグラウンド

になっていました。「風の果て」にモデルとして取り上げられた天保堰だけでなく江戸時代には初期の最上氏統治時代の九堰等、多くのかんがい施設が庄内で建設・整備されました。もっと古い安土桃山時代や南北朝時代に建設された記録があるかんがい施設も庄内地方に存在します。酒田市の城輪柵遺跡等を見ると庄内地方のかんがい施設の歴史は更に古いとも考えられます。

しかしながら、それらのかんがい施設は建設された後、何もしないまま今日に至った訳ではありません。土地改良区を始めとする地域の皆様の維持管理に関する不断のご努力があってこそ、今日までそれらの施設が伝えられたことは言うまでもありません。また、施設そのものにも時と共にいろいろと手を加えてきました。人間が作った施設は何であれ古くなると直さないといけないところがでてきます。風水害で傷んだ施設を直す場合もあります。昭和39年度から昭和49年度にかけて国営赤川土地改良事業で造成された施設を改修する赤川二期事業の意義もそこにあります。単なる施設改修だけでなく、営農の変化や時代の変化に合わせてより使い易い施設に変えていく必要もあり、赤川二期事業でも小水力発電や水管理施設の新設に取り組むこととしています。

と言っても、施設の改築や改修に使えるお金は限られています。施設にはどの程度の期間良く使えるかという目安になる耐用年数がありますが、耐用年数も頭に入れながら計画的に施設の改築や改修を進めることで限られたお金を有効に使うことを考える必要があります。赤川二期事業は赤川土地改良事業により造成された施設を改修する事業ですが、今回の事業による改修が全てではなく、地域の将来も見て、長期的な視点で施設の維持管理や改修を考えて行く必要があり、私たちもお手伝い出来る限りしていきたいと考えています。

皆様のご協力のおかげをもちまして、赤川二期事業も概ね順調に進んでおり、今年度から小水力発電施設の運転を開始し、また、水管理システムの工事にも着手する予定としております。事業完了に向けて皆様の更なるご支援を宜しく御願い申し上げます。

広報発行によせて

山形県 庄内総合支庁農村計画課

農林技監 山平 吉弘 様



庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大なご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

この4月より農林技監を務めております。何卒よろしく御願いいたします。

昨年度は少雪のため、農業用水の安定確保が心配されたところですが、今年度は現時点でそういった状況にはありません。農作業もほぼ平年並で進んでいくと予想されております。今後とも気象情報や河川の流況等を収集し、土地改良区との情報の共有を図ってまいります。

さて、農業や農村を取り巻く状況については、高齢化や農業従事者の減少といった構造的な課題に加えて、国内需要の減少のなかでの産地間競争の激化、経済連携の進展によるグローバル化、米政策の見直しなど、まさに大転換期を迎えています。

県では、こうした環境の変化にしっかりと対応していくため、この3月に『山形県農林水産業振興計画』の見直しを行いました。今後10年間の農林水産業と農山漁村のあるべき姿を展望し、目指すべき方向とその実現のための振興方策を示したものです。また、併せて、今後4年間の実行計画である『第3次農林水産業元気再生戦略』を策定しました。新たな戦略では、「地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業」を共通目標に、市町村や生産者団体等と考え方を共有しながら、産出額の拡大とともに生産者の所得向上を図っていくこととしております。

その具体的な取組の中でも水田農業の競争力の強化と持続的発展に向けて、農業用水を安定的に確保し、将来とも地域農業を支える基盤整備は非常に重要であります。庄内のほ場整備率、かんがい施設の整備率とも約90%と県全体の整備率を大きく上回っており、食料供給県である本年の水田農業を牽引してきた庄内の高い生産力を示すものとなっておりますが、現在、一層の省力化と生産コストの削減を図るための大区画化や用排水路の管路化などの整備要望が急増している状況にあります。水利施設の機能維持のため効率的な補修・更新を計画的に進めていくことも必要ですし、水田における園芸作物導入に必要な排水対策も課題です。

今年度の国の農業農村整備関係予算につきましては、昨年度の補正予算と合わせて、激減する前の水準まで戻りました。そして庄内へも補正予算を含めて要望どおりの予算が割当となりました。これもひとえに土地改良区をはじめ、市町村や土地連等の要請活動により地域の実情を中央に届けた結果であります。県としては、しっかりと事業の進捗を図り、地域課題の解決と将来構想の実現に向けて、実際の現場において形にしていきたいと思います。

農業は地域の活力を生み出す基盤産業です。課題は山積しておりますが、今後とも皆様からのお話をよくお聞きしながら、関係機関との連携を密にし、将来にわたり豊かで活力ある庄内の農業農村の実現を目指して取り組んでいきたいと思っております。

最後になりましたが、庄内赤川土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

退任ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

前理事長 渡部 敏美



青田を渡る風もさわやかな季節となりました。組合員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、私、本年3月31日任期満了をもって庄内赤川土地改良区理事長を退任いたしました。平成24年8月から4年8ヶ月の間、皆様方からご指導ご協力を賜りましたことにまずもって感謝申し上げます。

思い返せば、平成17年に庄内赤川土地改良区が新設された当初から理事を務め、その後、副理事長、そして理事長を務めさせていただいたわけではありますが、その間、赤川土地改良区連合の解散、八沢川土地改良区との合併など、多くの出来事がありました。いずれも様々な課題を抱えながら、役職員の皆さんと一緒に解決し、実現できたこと、そして今日の庄内赤川土地改良区の基盤づくりに携われたことは本当に良い思い出であります。

また、私が理事長在任中は、国営赤川二期事業が全盛期を迎え、赤川頭首工及び幹線用水路の改修をはじめ毎年多くの工事が施工されました。中でも小水力発電に際しては何度も協議を重ね、再生可能エネルギーの有効活用という世論に後押しされる形で取り組むことを決断したことが思い出されます。その発電所も昨年度に完成し、間もなく稼働を開始するにあたり、今後は売電収益を施設維持管理費に充当できることとなり、組合員負担軽減に寄与できることは万感胸にせまる思いでございます。

これまで長い間、理事長の職を全うできましたことは、組合員皆様はじめ、歴代総代、役職員の皆様のご協力と関係各位からのご指導の賜物であり、ここに改めて感謝の意を表します。

末筆ながら、庄内赤川土地改良区の今後益々の隆盛と、関係皆様のご多幸を祈念いたしまして退任の挨拶いたします。

◆渡部敏美氏の経歴

- ・平成4年8月～ 旧天保大川土地改良区 総代
- ・平成8年9月～ 旧天保大川土地改良区 監事
- ・平成12年9月～ 旧天保大川土地改良区 理事
- ・平成17年4月～ 庄内赤川土地改良区 理事
- ・平成24年8月～ 庄内赤川土地改良区 理事長

◆主な功績表彰

- ・全国土地改良事業功労者表彰
- ・山形県土地改良事業団体連合会長表彰



第13回 通常総代会

平成29年3月15日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第13回庄内赤川土地改良区通常総代会が開催されました。総代現数60名中57名出席のもと、議長に長谷川 長吉総代（第9選挙区・下小中）、副議長に青柳 成総代（第3選挙区・小真木原）を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

◇付議事項

- | | |
|-------|---|
| 承認第3号 | 専決処分の承認について |
| 承認第4号 | 会計細則一部改正の承認について |
| 議第8号 | 定款第4条及び第34条の変更について |
| 議第9号 | 規約の一部改正について |
| 議第10号 | 債務負担契約の議決について |
| 議第11号 | 中央管理所在地の寄付申請について |
| 議第12号 | 特別会計の設置について |
| 議第13号 | 平成28年度（特別会計）押切地区共通事業費収入支出第2回補正予算 |
| 議第14号 | 平成28年度（特別会計）農地維持受託事業費収入支出第1回補正予算 |
| 議第15号 | 農業基盤整備促進事業の実施について |
| 議第16号 | 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について |
| 議第17号 | 長期借入金（広野地区）について |
| 議第18号 | 長期借入金（たらのきだい地区）について |
| 議第19号 | 平成29年度一般会計収入支出予算について |
| 議第20号 | 平成29年度（特別会計）青龍寺川地区共通事業費収入支出予算について |
| 議第21号 | 平成29年度（特別会計）中川地区共通事業費収入支出予算について |
| 議第22号 | 平成29年度（特別会計）天保大川地区共通事業費収入支出予算について |
| 議第23号 | 平成29年度（特別会計）八沢川地区共通事業費収入支出予算について |
| 議第24号 | 平成29年度（特別会計）団体営土地改良事業費収入支出予算について |
| 議第25号 | 平成29年度（特別会計）県営赤川圃場整備事業費収入支出予算について |
| 議第26号 | 平成29年度（特別会計）鶴岡西部県営圃場整備事業費収入支出予算について |
| 議第27号 | 平成29年度（特別会計）押切地区事業費収入支出予算について |
| 議第28号 | 平成29年度（特別会計）広野地区事業費収入支出予算について |
| 議第29号 | 平成29年度（特別会計）大泉地区維持管理事業費収入支出予算について |
| 議第30号 | 平成29年度（特別会計）東郷堰地区維持管理事業費収入支出予算について |
| 議第31号 | 平成29年度（特別会計）県営たらのきだい地区圃場整備事業費収入支出予算について |
| 議第32号 | 平成29年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について |
| 議第33号 | 平成29年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について |
| 議第34号 | 平成29年度（特別会計）農地維持受託事業費収入支出予算について |
| 議第35号 | 平成29年度（特別会計）地区除外決済金収入支出予算について |
| 議第36号 | 平成29年度（特別会計）職員退職給与資金収入支出予算について |
| 議第37号 | 平成29年度（特別会計）財政調整積立金収入支出予算について |
| 議第38号 | 平成29年度（特別会計）総代役員退任慰労金収入支出予算について |
| 議第39号 | 平成29年度区費賦課徴収方法について |
| 議第40号 | 平成29年度地区除外決済金について |
| 議第41号 | 一般会計及び特別会計一時借入金について |
| 議第42号 | 事業費（個人）の一括繰上償還について |
| 議第43号 | 指定金融機関等について |
| 議第44号 | 役員（理事・監事）選挙について |
| 議第45号 | 委員の選出について |

◇報告事項

- 監報告第2号 平成28年度第2回定例監査報告



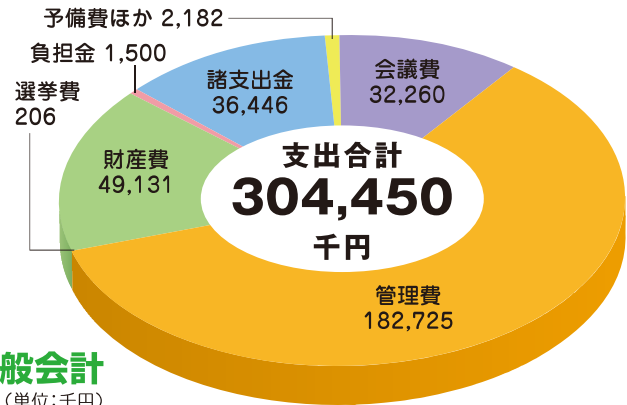
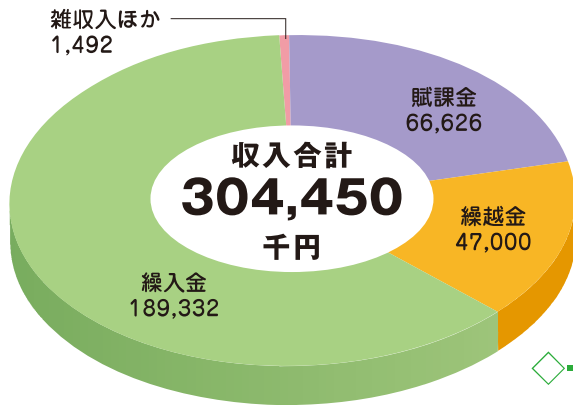
左：副議長 青柳 成 総代 右：議長 長谷川長吉 総代

平成29年度 主な事業

【特別会計】青龍寺川地区共通事業費			
■維持管理費			
・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	19,366千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	7,452千円
・管理費(水利運営協議会交付金等)	6,298千円		
■受託費			
・沖堰排水機場管理業務受託費	2,578千円	・尾花排水機場管理業務受託費	2,781千円
・青龍寺川堤防草刈業務受託工事費	580千円		
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	1,146千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金(赤川揚水機場、西1号幹線用水路)	933千円
・水利施設整備事業地元分担金	15,450千円	・農業基盤整備促進事業(畑地化)地元分担金	3,760千円
【特別会計】中川地区共通事業費			
■維持管理費			
・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	22,347千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	11,220千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	6,836千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	9,531千円
・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	820千円		
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	815千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金(赤川揚水機場、西1号幹線用水路、東3号用水路)	1,621千円
・農村地域防災減災事業地元分担金(京田川地区)	3,000千円		
■農業基盤整備促進事業費			
	1,600千円		
【特別会計】天保大川地区共通事業費			
■維持管理費			
・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	17,013千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	4,159千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	4,165千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	4,257千円
・適正化事業費(事業拠出金等)	5,043千円	・整備工事費(施設整備小規模工事費等)	13,700千円
■受託費			
・立岩、東岩本、天狗森地区地すべり防止施設管理受託	210千円	・農道管理業務受託	3,084千円
■事業分担金			
・国営造成施設県管理事業地元分担金(赤川頭首工)	134千円	・基幹水利施設管理事業地元分担金(赤川揚水機場、西1号幹線用水路)	110千円
・農村災害対策整備事業地元分担金(大川堰地区)	1,120千円	・地域用水環境整備事業地元分担金(田沢用水路小水力発電)	5,850千円
■農業基盤整備促進事業費			
	2,600千円		
【特別会計】八沢川地区共通事業費			
■維持管理費			
・用水費(刈払費、浚渫費、修繕費等)	13,181千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	32,595千円
・ため池費(賃金、修繕費等)	1,436千円	・排水費(刈払費、修繕費等)	264千円
・管理費(水利運営協議会交付金等)	2,758千円	・適正化事業費(事業拠出金等)	17,638千円
・整備工事費	800千円		
■受託費(農道管理業務受託)			
	2,583千円	■農業基盤整備促進事業費	2,830千円
【特別会計】団体営土地改良事業費(青龍寺川地区、天保大川地区)			
■施設維持管理事業費			
	84千円		
(ハツ興屋地区排水路浚渫作業等)			
【県営赤川圃場整備事業費】(青龍寺川地区、中川地区)			
■施設維持管理事業費			
・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	19,470千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	7,515千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	15,049千円	・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	9,836千円
・整備工事費(青龍寺川地区、中川5-1地区)	16,001千円		
■受託費(農道管理業務受託)			
(青龍寺川地区・中川第5-1・第5-2事業区)	7,250千円	■農業基盤整備促進事業費	1,802千円
【鶴岡西部県営圃場整備事業費】(青龍寺川地区)			
■施設維持管理事業費(3,4,6事業区)			
・揚水機場費(電力料、賃金等)	71,114千円	・整備工事費(整備工事費、刈払費等)	21,744千円
■事業分担金			
・農村地域防災減災事業地元分担金(沖堰地区)	1,561千円	■水利施設整備事業費	14,517千円
		(第4事業区共同地区・第6事業区共同地区)	
【押切地区事業費】(中川地区)			
■施設維持管理事業費			
・水路費(刈払費、浚渫費、工事費等)	5,154千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	19,843千円
・適正化事業費(事業拠出金等)	600千円		
■受託費(農道管理業務受託)(第6事業区)			
	708千円	■農業基盤整備促進事業費	22,060千円

【広野地区事業費】(中川地区)			
■施設維持管理事業費			
・水路費(刈払費、工事費等)	14,497千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	6,816千円
・農道管理事業費(農道補修費)	600千円	■農業経営高度化支援事業	150千円
■事業分担金			
・農業水利施設保全合理化事業地元分担金	120,000千円	■受託費	
		・栽培実証ほ調査事業受託費	500千円
【大泉地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)			
■施設維持管理事業費			
・施設維持管理事業費(刈払費、賃金、工事費等)	5,029千円		
【東郷堰地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)			
■施設維持管理事業費			
・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	19,405千円	・水路費(刈払費・賃金・修繕費等)	7,746千円
・適正化事業費(事業拠出金、事業費等)	1,265千円	■事業分担金	100千円
		(農村地域防災減災事業地元分担金)	
■受託費(農道管理業務受託)	1,192千円	■農業基盤整備促進事業費	1,600千円
【県営たらのきだい地区圃場整備事業費】(天保大川地区)			
■事業分担金(圃場整備事業実施設計費分)	24,600千円	■受託費(圃場整備事業換地業務受託事業費)	3,500千円
【赤川地区小水力発電事業費】			
■維持管理事業費	11,390千円		
【赤川地区共同管理費】			
■維持管理事業費			
◎利水費	37,742千円		
・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費	859千円	・東1号幹線用水路費	1,318千円
・成沢川排水路費	290千円	・赤川頭首工費	19,959千円
・赤川揚水機場費	5,127千円	・西1号幹線用水路費	10,189千円
◎水源涵養林費	2,389千円		
◎管理費	2,200千円		
【農地維持受託事業費】			
■受託事業費	4,810千円		

平成29年度 予算



◇ **一般会計**
(単位:千円)

◇ **特別会計** (単位:千円)

会計区分	予算額	会計区分	予算額
1. 青龍寺川地区共通事業費	148,153	11. 東郷堰地区維持管理事業費	47,122
2. 中川地区共通事業費	116,821	12. 県営たらのきだい地区圃場整備事業費	29,166
3. 天保大川地区共通事業費	110,818	13. 赤川地区小水力発電事業費	36,001
4. 八沢川地区共通事業費	105,920	14. 赤川地区共同管理費	119,350
5. 団体営土地改良事業費	7,323	15. 農地維持受託事業費	4,850
6. 県営赤川圃場整備事業費	135,473	16. 地区除外決済金	644,564
7. 鶴岡西部県営圃場整備事業費	155,554	17. 職員退職給与資金	70,480
8. 押切地区事業費	59,971	18. 財政調整積立金	1,628,258
9. 広野地区事業費	159,250	19. 総代役員退任慰労金	3,031
10. 大泉地区維持管理事業費	7,915	特別会計 19会計 合計	3,590,020

平成29年度 賦課金及び賦課徴収方法

賦課期日：平成29年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課

徴収期限：(第1期)平成29年5月31日・(第2期)平成29年10月31日

納付場所：JA(鶴岡市・庄内たがわ・庄内みどり・酒田市袖浦)の各本所・支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区

口座振替日：第1期 5月31日(水)・第2期 10月31日(火)

事業コード	事業名	1000㎡当 賦課金(円)	前年度比	賦課割合		備考
				第1期	第2期	
■ 一般会計						
0101	一般賦課金(運営事務費)	600	-	50%	50%	
■ 特別会計(青龍寺川地区)						
0201	青龍寺川地区共通事業費(維持管理費)	1,100	-	50%	50%	
0202	〃(赤川管理費)	820	-			
0211	〃(事業調査費・井岡地区)	7,000	-			
1101	団体営事業費(西荒屋圃場整備)	一筆ごと	-	30%	70%	
1201	県営赤川圃場費(維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	-			
1231	〃(事業調査費・黄金地区【A】)	29年度は賦課しない				
1232	〃(事業調査費・黄金地区【B】)	29年度は賦課しない				
1301	鶴西県圃費(維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	4,900	△600	30%	70%	
1302	〃(維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	1,400	△600			
1321	〃(維持管理費・第6事業区・京田、栄)	5,000	-			
1322	〃(維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	-			
1601	大泉地区管理費(共同地区)	400	-	50%	50%	
1602	〃(岡山地区)	530	-			
1701	東郷堰地区管理費(東郷堰地区)	4,450	△50			
1702	〃(門前単独地区)	6,000	-			
1703	〃(尾花開田単独地区)	7,900	-			
1704	〃(成田開田単独地区)	800	-			
1721	門前地区基盤整備費	4,400	-			30%
■ 特別会計(中川地区)						
0301	中川地区共通事業費(維持管理費)	2,000	-	50%	50%	
0302	〃(赤川管理費)	600	△120			
1211	県営赤川圃場費(維持管理費・第5-1事業区)	1,550	-	30%	70%	
1212	〃(維持管理費・第5-2事業区)	4,200	-			
1401	押切地区事業費(維持管理費・共通地区)	1,200	△100	40%	60%	
1402	〃(維持管理費・第6事業区)	3,300	300			
1403	〃(事業費・第6事業区)	200	-			
1404	〃(維持管理費・落合地区)	9,760	100	60%	40%	
1501	広野地区事業費(維持管理費・共通地区)	2,400	-	60%	40%	
1502	〃(維持管理費・黒森地区)	2,800	-			
1503	〃(維持管理費・昭和地区)	4,950	-			
1511	〃(事業費・事業地区)	300	-	50%	50%	
■ 特別会計(天保大川地区)						
0401	天保大川地区共通事業費(維持管理費)	4,870	△10	50%	50%	
0402	〃(赤川管理費)	250	△90			
0411	〃(事業償還費)	1,080	-			
1102	団体営事業費(松ヶ岡地区土地総)	賦課終了				
2001	たらのきだい事業費(たらのきだい地区)	1,500	-	50%	50%	
■ 特別会計(八沢川地区)						
0501	八沢川地区共通事業費(維持管理費・八沢川地区)	1,600	-	50%	50%	
0511	八沢川地区管理費(維持管理費・田川地区)	2,200	-			
0512	〃(維持管理費・上郷地区)	3,000	-			
0513	〃(維持管理費・大山地区)	3,000	-			
0514	〃(維持管理費・馬町地区)	3,500	-			

平成29年度 決済金

農地転用について

農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

農地転用の申請について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行われますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

【土地改良区の意見書】の申請から交付までの流れ

- ① 転用組合員より「土地改良区の意見書」の申請
- ② 土地改良区で土地改良施設への影響を地元と協議
- ③ 土地改良区で理事長決裁又は理事会・総代会での決議
※転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合があります
- ④ 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
※手数料等は、転用面積により異なりますので総務課会計係までお問い合わせください

【申請に必要な書類】

- ・ 農地転用等の通知書
- ・ 地区除外申請書
- ※添付書類※
- ・ 農業委員会に提出する計画図面及び書類一式(副本)
- ・ 各自治会、町内会、水利運営協議会からの同意書

決済金について

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設(用排水路等)の維持管理費は減少しません。そのため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により納めて頂くものが決済金です。土地改良法第42条第2項の規定により、農地転用する農地につき、権利義務について必要な決済(決済金による精算)をしなければならないことになっています。

◆必要な決済(決済金による精算)の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

農地が公共事業用地(河川、道路、学校等公共施設)として買収される場合も同様ですのでご注意ください。

なお、決済金領収書も賦課金領収書と同様に所得税の確定申告の控除証明書として使用できます。

対象地区	決済金の区分	1,000㎡当決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1,000㎡当決済金(円)
■一般会計			■特別会計(中川地区)		
全地区	運営事務費	18,000	県営赤川・第5-1事業区	維持管理費	46,500
■特別会計(青龍寺川地区)			〃・第5-2事業区	維持管理費	126,000
青龍寺川地区共通	維持管理費	33,000	押切・共通地区	維持管理費	36,000
〃	赤川管理費	24,600	〃・第6事業区	維持管理費	99,000
団体営・西荒屋圃場整備地区	事業償還費	一筆ごと	〃・落合地区	維持管理費	292,800
県営赤川・第1事業区	維持管理費	59,400	広野・共通地区	維持管理費	72,000
鶴西県圃・第3事業区(湯田川【A】)	維持管理費	147,000	〃・黒森地区	維持管理費	84,000
〃・第3事業区(湯田川【B】)	維持管理費	42,000	〃・昭和地区	維持管理費	148,500
〃・第6事業区(京田・栄)	維持管理費	150,000	〃・事業地区	事業償還費	28,926
〃・第4事業区(大泉)	維持管理費	144,000	■特別会計(天保大川地区)		
大泉・共同地区	維持管理費	12,000	天保大川地区共通	維持管理費	146,100
〃・岡山地区	維持管理費	15,900	〃	赤川管理費	7,500
東郷堰・東郷堰地区	維持管理費	133,500	〃	事業償還費	4,209
〃・門前単独地区	維持管理費	180,000	たらのきだい圃場整備地区	事業償還費	192,935
〃・尾花開田単独地区	維持管理費	237,000	■特別会計(八沢川地区)		
〃・成田開田単独地区	維持管理費	24,000	八沢川地区共通	維持管理費	48,000
〃・門前地区基盤整備地区	事業償還費	21,842	〃・田川地区	維持管理費	66,000
■特別会計(中川地区)			〃・上郷地区	維持管理費	90,000
中川地区共通	維持管理費	60,000	〃・大山地区	維持管理費	90,000
〃	赤川管理費	18,000	〃・馬町地区	維持管理費	105,000

総務課会計係からのお知らせ

● 賦課金の納付について ●

☆賦課金納付のおねがい

土地改良区の運営は、受益地の農地に係る賦課金により行われております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、期限内の納付をお願いいたします。

賦課金に関する相談・問い合わせは総務課会計係までご連絡ください。

※納期限まで納付いただけない場合…

- ・年7.3%の延滞利息の加算(納期限後1ヶ月以内は、3.65%)
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算(1期1人当り300円)

☆賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください!

【ご利用できる金融機関】各JA本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行各支店・鶴岡信用金庫本支店

口座振替の手続きは、本区または各JA本支所・支店でお願いいたします。

☆賦課金の口座振替納入の方へ!

- ・賦課金領収書の発行は年1回12月のみになります。第1期の口座振替後(5月末)は、発行されませんのでご注意ください。振替の確認は通帳記入にてお願いいたします。

☆確定申告の際は…

- ・改良区より発行された賦課金領収書で対応してください。領収書の再発行には手数料がかかります。
- ・賦課金は是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。(別途通知はいたしません)
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については個別に通知いたします。

農業委員会での手続きの際には、土地改良区への届出も必要となります!

組合員資格得喪届

1. 農地の異動(売買、賃貸借等)
2. 生前一括贈与または死亡による名義変更
3. 農業者年金受給および老齢等による経営移譲
4. 住所等、登録情報の変更
5. 賦課金振替口座の変更

農地の賃貸借をした場合…

■農地を賃貸借した場合、賃借人が賦課対象者となります。
※「水利費は賃借人へ、事業賦課金(償還費等)は賃借人へ」賦課したい場合は【賦課金納入取扱申請書】の届出が必要となります。

早めの届出をお願いします!

※当該年度の処理に関わる届出は、農業委員会への申請許可を経た上で、3月までに行ってください。3月までの届出をもとに賦課台帳が修正され、4月1日現在の台帳地積と組合員資格が基準となります。また、農協受委託等に関わらず、本人申請が原則ですので、受委託者が確定したときは早めに本区へ届出をしてください。

申請場所について

※必要書類は本区および各JA本支所・支店の窓口、または本区ホームページに準備しております。必要事項を記入のうえ、本区または各JAの窓口まで提出願います。

農地中間管理事業対象者の賦課金の取り扱いについて

平成26年度より農地中間管理事業が導入されました。農地の賃貸借の異動につきましては、**従来同様に本区への届け出が必要**です。

※農地中間管理事業に係る農地の貸付希望を申し込む際、当該農地に賦課金の滞納がある場合、内部審査により貸付希望の取下げになる場合がありますのでご注意ください。



滞納賦課金のある土地を取得した場合、取得した組合員は滞納賦課金を継承し納付しなければなりませんのでご注意ください。

事業償還金利子軽減対策について

～事業償還金地元負担分の利子が軽減されます～
平成21年度より下記地区が事業の対象となっております。事業要件として、経営安定対策加入者への農地利用集積率が一定割合以上増加することとなっておりますので、関係組合員皆様のご協力をお願いいたします。

◆経営安定対策基盤整備緊急支援事業

(H21～H32迄12年間)

【対象地区】

- 鶴西県圃4-1工区(大泉西地区) ○団体営西荒屋
- かんがい排水事業(天保大川地区)

総代名簿

庄内赤川土地改良区総代の任期満了（平成29年3月6日）に伴う選挙が平成29年3月1日に行われ、次の方が選出されました。

（任期：平成29年3月7日～平成33年3月6日）

第1選挙区	黒川	成 沢	遠 藤 武
		春 日 山	五十嵐 重 一
		梶 代	丸 山 敬 房
		田 代	菅 原 一 夫
	羽黒	猪俣新田	金 野 匡 良
		河 原	斎 藤 一 男
朝日	松 根	鈴 木 聡	
第2選挙区	山 添	桂 荒 俣	井 上 亨
		西 荒 屋	佐久間 修 次
		熊 出	佐 藤 泉 三
		丸 岡	前 田 藤 一
		下 山 添	上 野 泰 司
第3選挙区	鶴岡南	谷 定	阿 部 晃 士
		高 坂	高 山 昌 和
		我 老 林	渡 部 啓
		新 海 町	斎 藤 正 智
		小 真 木 原	青 柳 成
		文 下	五十嵐 悟
第4選挙区	大 泉	大 淀 川	佐 藤 優
		藤 沢	伊 藤 俊 昭
		中 清 水	佐 藤 晃
		白 山	阿 部 秀 一
		寺 田	小 池 和 幸
		清 水 新 田	白 幡 信 夫
	鶴岡北	林 崎	佐 藤 俊
		北 京 田	伊 藤 隆
		本 田	株式会社アシスト 代表取締役 工 藤 祐 治
		中 野 京 田	佐 藤 司
		湯 野 沢	上 野 吉 弥
		播 磨	今 野 隆 一

第5事業区	東郷	東 沼	大 滝 秀 樹
		猪 子	鈴 木 重 行
		成 田 新 田	斎 藤 紀 生
		青 山	石 井 長 良
第6事業区	広瀬	中 島	諏訪部 清
		赤 川	佐 藤 与 一
	渡 前	荒 俣	小野寺 幸 弥
		大 半 田	佐 藤 浩 幸
		渡 前	斎 藤 耕 紀
		上 藤 島	上 野 正 彦
		新 屋 敷	菅 原 利 郎
		土 橋	五十嵐 隆 徳
第7事業区	横 山	小 尺	菅 原 正 喜
		横 川	黒 田 栄 作
		横 山 下	丸 岡 智
	押 切	三 本 木	阿 部 博 義
		土 口	五十嵐 優 之
		押 切 下	加 藤 博 之
第8事業区	広野	下 通	大 井 利 幸
		福 岡	斎 藤 敬
		上 通	黒 田 英 夫
	袖浦	浜 中	小 林 隆
		黒 森	佐 藤 直 幸
		大 広	五十嵐 匡
第9事業区	田川・上郷	田 川	佐 藤 政 志
		水 沢	菅 澤 源
		下 小 中	長谷川 長 吉
	大山・馬町	中 楯	長谷川 篤
		馬 町	農事組合法人いーぐる 代表理事 打 田 啓 市
		大 山	佐 藤 健

役員改選

庄内赤川土地改良区役員の任期満了（平成29年3月31日）に伴う選挙が平成29年3月15日の第13回通常総代会において行われ、次の方々が選出されました。

（役員任期：平成29年4月1日～平成33年3月31日）

議席番号	区分	担当部会	氏名	議席番号	区分	担当部会	氏名
1	理事長	-	佐藤 俊介	11	理事	◎総務	難波 尚
2	副理事長	会計	本間 松弥	12	理事	◎工務第一	五十嵐 憲一
3	筆頭理事	会計	菅原 智	13	理事	◎工務第二	五十嵐 久
4	理事	○総務	渋谷 克正	14	理事	○工務第一	三浦 浩司
5	理事	工務第二	佐藤 満義	15	理事	工務第一	菅原 光弥
6	理事	会計	今野 清治	16	理事	総務	大瀧 敦
7	理事	工務第一	佐藤 一真	1	総括監事	-	宮野 宏
8	理事	○工務第二	高橋 好博	2	監事	-	渡部 賢一
9	理事	工務第二	成田 光雄	3	監事	-	五十嵐 武光
10	理事	会計	志田 敏朗	4	監事	-	上野 芳彦

◎：部会長、○：副部会長



五十嵐武光

上段左から：三浦浩司・大瀧敦・菅原光弥・五十嵐憲一・難波尚・志田敏朗・五十嵐久・渡部賢一・上野芳彦
下段左から：高橋好博・今野清治・渋谷克正・本間松弥・佐藤俊介・菅原智・宮野宏・佐藤満義・佐藤一真・成田光雄

永年勤続表彰

【役員】

- ◆前理事長 渡部 敏美氏（理事12年）
- ◆前理事 斎藤 悌一氏（理事12年）
- ◆前理事 菅原 松男氏（理事8年 総代4年）
- ◆前総括監事 菅原多喜雄氏（監事8年 総代4年）
- ◆前理事 佐藤 強氏（理事8年 総代4年）

永い間大変ご苦労様でした

【施設管理人】

- ◆澤川 宏一氏（内川分水工・勤続21年）
- ◆山田 鉄哉氏（辛西堰・勤続21年）
- ◆三浦 孝志氏（助川用水路・助川揚水機場・勤続16年）
- ◆奥泉 毅氏（赤川揚水機場・勤続16年）
- ◆渡部 妬男氏（栄第3揚水機場・勤続14年）

お悔み

去る5月16日、長年にわたり本区の土地改良事業に貢献されました元副理事長 斎藤悌一氏（享年74歳）がご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。

国営赤川二期農業水利事業 平成29年度工事実施予定箇所

- 平成29年度は、当初予算15億円と前年度繰越分5億円を合わせて20億円を執行する予定です。約8割の進捗となります。
- 工事に関しては、中央管理所の建築工事、水管理施設に係る設備製作、水路補修工事等を実施します。

※H29年5月1日時点

【H29改修予定】



東3号幹線用水路広野分水工(国営末端)



補修

東3号幹線用水路関連工事 (H29年度)

- ・東3号幹線用水路押切新田地区補修(その1)工事
- ・東3号幹線用水路押切新田地区補修(その2)工事
- ・東3号幹線用水路ゲート整備(その1)工事
- ・東3号幹線用水路ゲート整備(その2)工事

撤去

赤川揚水機場撤去関連工事 (H29年度～H32年度)

- ・赤川揚水機場撤去工事

新設

水管理施設関連工事 (H29年度～H30年度)

- ・水管理施設建設工事
- ・中央管理所建築工事



中央管理所建設予定地
(鶴岡市馬場町)

補修

西3号幹線用水路関連工事 (H29年度)

- ・西3号幹線用水路補修(その1)工事
- ・西3号幹線用水路ゲート整備(その1)工事
- ・西3号幹線用水路ゲート整備(その2)工事

補修

赤川頭首工関連工事 (H29年度)

- ・赤川頭首工管理棟補修工事

補修

東2号幹線用水路関連工事 (H29年度)

- ・東2号幹線用水路補修(その1)工事
- ・東2号幹線用水路補修(その2)工事

【工事完了】



東2号幹線用水路ゲート
(自動水位調整)



東3号幹線用水路
(二次製品改築)

凡例	
記号	名称
	用水改良(水田)
	頭首工(改修)
	揚水機場(改修)
	取水口(既設)
	用水路(改修)
	用水路(指定工事)
	用水路(既設)

赤川地区小水力発電所の建設について

- 赤川二期地区では、平成27年度から28年度にかけて、西1号幹線用水路の高低差を利用した小水力発電施設の建設工事を実施してきました。
- 平成29年度において、試験運用調整後の運用開始を予定しています。

発電施設の概要

最大使用水量/5.4m³/s 最大出力/約290kw
有効落差/約7.2m

◇発電施設諸元

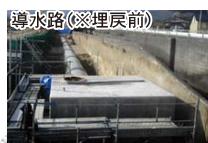
水車形式/軸流プロペラ水車2台



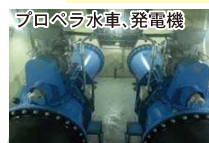
堰上ゲート



除塵機



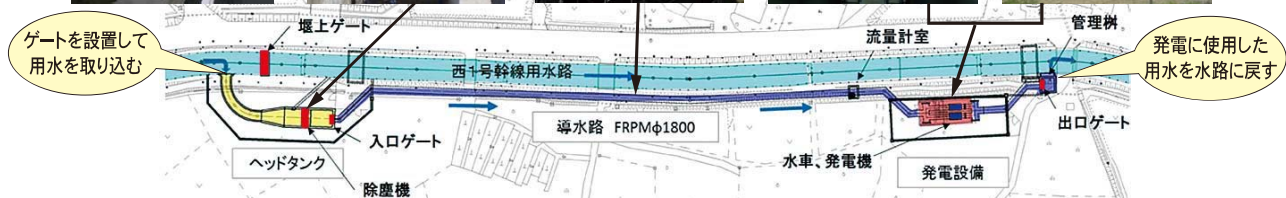
導水路(※理長前)



プロペラ水車、発電機



発電所(上屋)



赤川頭首工に係る水路維持用水 実証調査計画(試験通水)について

1. 実施期間

4月11日～4月25日まで

2. 水路維持用水の必要性について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来すおそれがあります。

このため、毎年、かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要となっています。

これらの作業は、代掻き用水の供給に支障を与えることのないよう、本格的に通水を開始する前の4月中に行っておく必要がありますが、対象となる用水路の断面が大きく、延長も幹線約50km、支線約140kmと長大であることから、人力等による除去は困難であり、通水障害物除去のための水路維持用水が必要な状況です。

実証調査では、水路底盤から側壁上部まで繁茂している藻類を安全かつ効果的に除去するため、取水量を3段階に分けて水位を増加させ、藻類の除去状況を確認し、適正な取水量を調査しております。

最大取水量

区分	期間	4/11～4/15	4/16～4/20	4/21～4/25
	赤川頭首工		11.881 t/秒	16.752 t/秒

※4/26～5/10の代掻き期間についても、現行の水利権内で実証調査を実施します。

水利権と取水量について

○ 水利権

河川などから取水して使用する権利で管理者の許可を要します。河川法にもとづき、河川管理者の許可により生ずる権利を「許可水利権」、河川法の施行以前の既存の農業用水などは、許可を受けたものとみなされ、「慣行水利権」と称されます。赤川頭首工の取水は許可水利権です。取水量は季節や時期によってその必要量が異なるため、代掻き期や普通期など期別の権利量が異なります。

(1) 許可水利権

期別の最大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年毎の更新時に必要水量等の確認が行われます。

また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっています。

(2) 慣行水利権

旧河川法(明治29年公布)施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川(一級、二級、準用河川)として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利を慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

※水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利権は絶対にしないで下さい。

河川法により許可を得ている水利権は4月26日～9月15日までです。

本区管内の主な許可水利権施設

1. 国土交通大臣からの許可水利権施設

- ・赤川 赤川頭首工（当施設の水利使用者は農林水産大臣）、道形揚水機、成田揚水機
- ・青龍寺川 内川分水工、関口堰、青龍寺分水工、沢田堰、稻生分水工、新斎部分水工、本田分水工、湯野沢分水工
- ・内川 内川第1分水工、内川第2分水工、内川第3分水工、内川第4分水工、内川第5分水工、内川第6分水工、内川第7分水工、道形下揚水機
- ・苗津川 苗津川取水口（苗津川揚水機）

2. 山形県知事からの許可水利権施設

- ・赤川 熊出堰頭首工
- ・藤島川 落合揚水機
- ・大山川 米出揚水機、栃屋揚水機、下興屋揚水機、湯尻川揚水機、下小中揚水機、栃屋堰、四分堰、大明神堰、蓮花寺東堰、下小中堰、友江揚水機、門前揚水機
- ・大戸川 大谷揚水機、火打崎揚水機、川内揚水機、新興揚水機、大戸揚水機、大木堰、町川堰、京田前揚水機、山口揚水機、竹の浦揚水機
- ・矢引川 中沢揚水機

3. 酒田市長からの許可水利権施設

- ・袖浦川 十二の木揚水機

赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

区分	期間	最大取水量		年間総取水量
		代掻き期 4/26～5/10	普通期 5/11～9/15	
赤川頭首工		41.446 t/秒	30.856 t/秒	286,760 千t

この水利使用の許可期限は、平成26年4月1日～平成36年3月31日までです。

工務課からのお知らせ

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき。
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき。
- (4) 融雪水による赤川頭首工取水口スクリーンに流木等が流れてきて取水が困難となったとき。
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき。
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき。

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じて下さい。

○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合、土地改良施設他目的使用の申請が必要です。

- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき。

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合、境界確認申請書の提出が必要です。

※各様式については本区ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス：<http://www.shonaiakagawa.jp>

工務課 お問い合わせ先 TEL 0235(22)1173

information

今年度の事務局体制

事務局長 三浦克之	
↓	
総務課	工務第一課
課長 (事務局長兼務) 佐藤正勝	課長 菅原卓
総務専門員	主査 伊藤慶紀
総務係	国営施設管理室 (赤川頭首工管理業務)
主査 (総務係長) 伊田真澄	室長 五十嵐吉巳
主任 佐藤真実	技能員 石塚剛 木村敦
主事 塙壮太	嘱託職員 菅原健 武田勇一
主事 高橋久美子	
遠藤一馬	
嘱託職員 佐藤成未 成澤朋子	
会計係	工務第二課
主査 (係長 会計主任) 吉村真枝	課長 佐々木正秀
主任 高橋和之	主査 富樫司
主事 原田浩也	主任 渡部奈々 成澤拓磨
嘱託職員 五十嵐しん 板垣里美	技師 佐藤桂 佐藤善之 阿部大介
	嘱託職員 石井恵美子

新人職員紹介



遠藤 一馬 (えんどう かずま)

総務課総務係 所属

一日も早く業務を覚え、率先した行動ができるように頑張ります。よろしくお願ひします。



阿部 大介 (あべ だいすけ)

工務第二課 所属

4月から工務第二課に配属になりました。一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

業務内容

総務課総務係 TEL 0235-22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ・総代会、理事会等に関する事 ・事務所管理に関する事 ・人事に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙に関する事 ・定款、規約等の改廃に関する事 ・農地維持受託業務に関する事
総務課会計係 TEL 0235-22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ・支払業務に関する事 ・出資金及び有価証券の保管 ・賦課金徴収及び測定 ・農地の異動に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算及び財務状況に関する事 ・会計監査に関する事 ・未収金の督促に関する事 ・農地転用に関する事
FAX: 0235-22-2185 E-mail: info@shonaiakagawa.jp		
工務第一課 TEL 0235-22-2477	青龍寺川地区・八沢川地区 大鳥ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・かんがい用水取水及び調整 ・小水力発電事業に関する事
国営施設管理室 TEL 0235-53-2414	赤川地区共同管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国営事業関連の調整に関する事 ・土地改良財産の他目的使用に関する事
工務第二課 TEL 0235-22-2488	中川地区・天保大川地区 赤川揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水被害対策及び復旧対策 ・各種土地改良事業に関する事 ・水利運営協議会に関する事
FAX: 0235-22-2434 E-mail: koumu@shonaiakagawa.jp		

事務所の所在地



ホームページとE-mailをご利用下さい

ホームページには各種お知らせや申請様式等を公開しております。どうぞご利用下さい。



U R L : <http://www.shonaiakagawa.jp>
E-mail : info@shonaiakagawa.jp

